

10月25日以降の市民部所管の施設及び事業等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

令和3年10月21日付けの都資料「基本的対策徹底期間における対応」に基づき、10月25日（月）から11月30日（火）までの期間について、以下のとおり対応する。

(1) 開館時間

- ・東京都からの営業時間短縮等の協力依頼の解除に伴い、通常通りの閉館時間に戻し、松露庵以外の夜間の新規貸出の受付を再開する。
- ・吉祥寺美術館についても、コピスの営業時間にかかわらず、通常通りの閉館時間に戻す。

(2) 利用条件

- ・施設の利用条件（定員）は、練習室・音楽室・けいこ場の利用、及び会議室・和室・茶室等で飲食を伴う利用の場合のみ、定員の50%以下に制限する。

(3) 貸出のキャンセル

- ・予約済みの貸出について、10月31日（日）までの貸出をキャンセルする場合には、使用料を全額還付する。

(4) 主催事業等

- ・文化事業団の主催事業は、感染状況を踏まえ、個別にチケット販売数を設定するものとする。なお、チケット購入者のうち、体調不良の方のチケット払い戻しには引き続き応じる。
- ・共催や提携等の事業については、共催者等との協議により個別に判断する。

2 コミュニティセンター

11月から原則として平常時の開館時間へ変更する。使用条件等については、コミュニティ研究連絡会における協議等を踏まえて決定する。